議案第７８号

小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

小田原市生涯学習センター条例（平成１８年小田原市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第８条に後段として次のように加える。

この場合において、減額後の使用料の額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表１の表を次のように改める。

１　センター本館使用料

(1) ホール

区分	午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後９時３０分
入場料(会費)を徴収する場合	円 15,600	円 20,400	円 20,400
入場料(会費)を徴収しない場合	7,800	10,200	10,200

備考

１　器具使用料については、教育委員会規則で定める。

２　２以上の基本時間（この表の時間の区分における時間をいう。以下同じ。）にわたって使用する場合の当該２以上の基本時間の間の基本時間以外の時間に係る使用料については、これを徴収しない。

(2) 会議室等

区分	午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後９時３０分	午前９時～午後５時	午後１時～午後９時３０分	午前９時～午後９時３０分
大会議室	円 1,400	円 1,800	円 1,800	円 3,700	円 4,000	円 5,900
第１会議室	450	600	600	1,200	1,300	1,900
第２会議室	950	1,200	1,200	2,400	2,700	3,900
第３会議室	450	600	600	1,200	1,300	1,900
第４会議室	450	600	600	1,200	1,300	1,900
視聴覚室	1,000	1,400	1,400	2,800	3,200	4,600
和室	1,000	1,400	1,400	2,800	3,200	4,600

茶室	350	450	450	950	1,000	1,500
美術工芸室	1,000	1,400	1,400	2,800	3,200	4,600
調理実習室	950	1,200	1,200	2,400	2,700	3,900
楽屋	250	350	350	650	800	1,100
暗室	150	150	150	300	300	450
炉室	150	150	150	300	300	450

備考　器具使用料については、教育委員会規則で定める。

別表２の表中

「

円	円	円	円	円	円
400	500	500	900	1,000	1,400
100	200	200	300	400	500
700	900	900	1,600	1,800	2,500
100	200	200	300	400	500
200	300	300	500	600	800

」を

「

円	円	円	円	円	円
450	600	600	1,200	1,300	1,900
150	250	250	400	500	700
800	1,000	1,000	2,200	2,400	3,500
150	250	250	400	500	700
250	350	350	650	800	1,100

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第８条及び別表の規定は、令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料であって、令和８年１０月１日前に納付されたものについては、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から生涯学習センターの使用料の額を引き上げるため提案するものであります。